竹粉砕機利用にあたっての留意事項

- 1. 竹粉砕機を竹林整備以外の目的で使用することや、中津市外での使用は禁止します。
- 2. 竹粉砕機を他に転貸することは禁止します。
- 3. 竹粉砕機は、操作マニュアルどおりに使用すること。又、危険な場所 での使用や無理な操作は行わないこと。特に、規定以上の太い竹・木の 粉砕を行わないこと。
- 4. 未経験者に竹粉砕機の操作をさせる場合は、必ず使用責任者の指導の基に行わせること。又、本留意事項を熟知させること。
- 5. 竹粉砕機は、連続使用の有無にかかわらず、現場に置いたままにせず、 毎日持ち帰り、使用責任者が保管すること。
- 6. 竹粉砕機を返却する時は、清掃と燃料を補充してから行うこと。
- 7. 竹粉砕機の維持管理のため、下記の利用料が必要です。返却時に必ず納入すること。

記

竹粉砕機利用料金表

利 用 時 間	利 用 料 金	現地指導料※
半日 (4時間まで)	3,000円	1回につき
1日 (8時間まで)	5,000円	3,000円

※ 未経験者のため、現地で操作指導を行う場合は、上記料金が別途必要となります。

利用申込(予約)、時間・料金については、事前に管理者と協議を行って下さい。